○厚生労働省告示第五百五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1の1中(211)を(215)とし、(155)から(210)までを(159)から(214)までとし、(154)を(157)とし、その次に次のように加える。

(158)　ノナコグ　ガンマ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(153)を(156)とし、(112)から(152)までを(115)から(155)までとし、(111)を(113)とし、その次に次のように加える。

(114)　セクキヌマブ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(110)を(112)とし、(37)から(109)までを(39)から(111)までとし、(36)を(37)とし、その次に次のように加える。

(38)　エロスルファーゼ　アルファ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(35)を(36)とし、(34)を(35)とし、(33)を(34)とし、(32)の次に次のように加える。

(33)　エフラロクトコグ　アルファ（遺伝子組換え）